

2003年度大規模排出事業所からの排出について（暫定版）

省エネ法による定期報告データ分析

2005年7月29日

気候ネットワーク

はじめに

京都議定書が発効した今、その目標達成は法的義務であり、確実に達成するために排出主体や排出源に適合した実効性のある削減策を企画・立案、実施していかなければならない。政府は本年4月に京都議定書目標達成計画を公表したが、削減量が法的に担保された施策は一部に止まることは既に指摘したとおりである¹。とりわけ、わが国の温室効果ガスの排出の6割以上を占める大規模排出事業所からの排出削減を、それぞれの排出実態が明らかにされないまま、経団連自主行動計画に依存している。いわば、政策立案のための基礎となる情報を欠いた状態であり、京都議定書の第1約束期間を目前に控えて、緊急に、大規模排出事業所からの排出とその経年的変化の実態を解明する必要がある。

気候ネットワークは、2004年6月に、省エネ法に基づきその指定工場（温室効果ガスの排出において大規模事業所）から経済産業省に届け出されている熱及び電気の使用量情報（2000年度）を分析した結果を公表した。そこで、開示されなかった事業所からの排出分を含めて、上位200程度のわが国全体ではごく一部の数の超大規模排出事業所からの排出が日本全体の温室効果ガスの排出の過半にも及ぶと推計されることを、初めて一般に明らかにした。

2004年の地球温暖化対策推進大綱の評価見直しに際して、気候ネットワークでは前回非開示であった事業所についての排出量を把握し、前回開示された事業所についての排出量の変化と省エネルギーの進捗状況を解明するために、2004年8月9日、省エネ法にもとづく2003年度届出情報の公開請求を行い、各経済産業局長から同年9月から2005年3月にかけて順次その回答を得た。

2003年度の開示情報からも、少数の超大規模排出事業所の排出のわが国の総排出量に占める割合は極めて大きいことが確認されたが、残念ながら、今回も開示されなかった事業所が15%にも及び、大規模排出事業所からの排出の全容を解明するにはいたらなかった。気候ネットワークは経済産業大臣に対して、これまでに非開示決定に対して審査請求を行ってきたが、本日、名古屋地方裁判所および大阪地方裁判所に、非開示事業所のうち代表的な事業所についての非開示決定処分の取消しを求める訴訟を提起した。東京地裁に対しても、近く提訴の予定である。

以下に、2003年度分の開示情報の分析及びこれらと2000年度分の開示情報とを比較分析し、今後の課題を指摘する。

・ 情報公開請求について

- 1 開示請求の対象

- ・ 省エネ法（2003年当時）では熱と電気の使用量が一定量以上の事業所について別々に要件を定めて第1種および第2種エネルギー指定管理工場に指定し、エネルギー消費量の報告を義務づけている。

¹ 気候ネットワーク「京都議定書目標達成計画」の閣議決定にあたって（コメント）、目標達成にほど遠い「計画」の早急な見直しを見据えて」（2005年4月28日）

今回の請求では、その第1種エネルギー管理指定工場について開示を求めた。

熱と電気の一方向の消費量が要件を下回る場合、総体としてエネルギー消費が大きくても、熱と電気の片方しか指定されていない（なお、2005年6月改正省エネ法では、熱と電気を一体的に取扱うこととし、輸送事業者にもエネルギー使用量の定期報告が義務付けられた。）

- ・省エネ法の2002年6月改正で、製造業等5業種の工場に限定されていた第一種エネルギー管理指定工場の指定対象を業務関係事業所にも拡大したため、2003年度報告ではオフィスビルなど業務関係の979事業所が含まれている

表1 2003年度燃料・電気別指定工場数

区分	事業所数（2000年度）
全体	5037（4004）
第1種熱管理指定工場	2757（2505）
第1種電気管理指定工場	4399（3403）
熱と電気の両方が対象の事業所	2119（1904）

- 2 公開請求とその結果

- ・2004年8月9日に経済産業省北海道経済産業局他の経済産業局に対して情報公開請求を行い、2004年9月から2005年3月にかけて24次にわたって、対象となる5037事業所のうち4283事業所について開示されたが、753事業所については開示されなかった（非開示率15%）。なお、2000年度分の開示請求では、非開示率は17%であった。
- ・非開示とした理由として、「法人に関する情報であって、通常一般には入手できない当該法人の事業活動に関する内部情報であり、当該情報を競合他社が入手し、パンフレット等により生産量等の情報を知りえた場合、製品当たりのエネルギーコストが推測され、製品当たりの製造コストが類推可能となり（あるいは、エネルギーコスト等が推測され、製品の生産量、生産能力等が類推可能となり）、競合他社との競争上の不利益や、販売先事業者との価格交渉上の不利益が生じること等が想定される。従って、これらの情報を公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位、ノウハウ等正当な利益を害するおそれがあることから、法第5条2号イに該当するため、これらの情報が記載されている部分を不開示とした」と記載されている。
- ・今回の開示請求にかかるエネルギーの使用量等の情報は、省エネ法に基づくエネルギー管理指定工場等からの提供にかかる情報であるところ、行政機関が保有する第三者に関する情報については、当該第三者に対して意見書を提出する機会を与えることができるとされている（情報公開法第13条）。前回と今回を通じて、各経済産業局長は当該事業所に開示・非開示についての意見を求め、経済産業省では当該事業所の意見どおりの決定を行ったものと推認される。

- 3 業種別開示状況

- ・今回の請求に対しデータが開示されなかった事業所（全国で754）のうち、458事業所が熱と電気の両方について非開示とされた（非開示全体の61%）。
- ・データを開示しなかった事業所は、製造業が非開示事業所全体の19%に及び、うち、エネルギー多消費産業のうち石油製品・石炭製品製造業（68%）、鉄鋼業（48%）、化学工業（44%）、窯業・土石製品製造業（29%）、プラスチック製品製造業（19%）等に集中している（表2、3）。

- ・他方で、同業他社がほぼすべて開示しているにもかかわらず、非開示とした食品製造業やゴム製品製造業者等に含まれる一部事業所もあった（表4）。
- ・全体では非開示率は前回よりも若干低くなっているが、石油製品、鉄鋼、窯業、プラスチック製品製造業などで2000年度分よりも非開示が多くなった。とりわけ高炉による製鉄業、セメント製造業では大手事業者のほぼ100%が開示されなかった。
- ・他方で、エネルギー多消費産業の中でも、電力や製紙では大半の事業所のデータが開示された。

表2 業種別事業所数（2003年度）

	事業所数	開示	非開示	非開示率	2000年度 非開示率
全産業	5037	4283	754	15%	17%
製造業	3742	3028	714	19%	18%
非製造業	1295	1256	39	3%	4%
電気・ガス・熱供給	289	277	12	4%	4%
業務その他	979	959	20	2%	(なし)
農林水産業・鉱業	27	20	7	26%	26%

表3 非開示事業所の割合の多い業種（2003年度）

	事業所数	開示	非開示	非開示率	2000年度 非開示率
石油製品・石炭製品製造業	47	15	32	68%	54%
鉄鋼業	261	137	124	48%	43%
化学工業	589	331	258	44%	50%
窯業土石	309	219	90	29%	27%
プラスチック製品	213	172	41	19%	19%

図1 非開示事業所の割合の高い業種

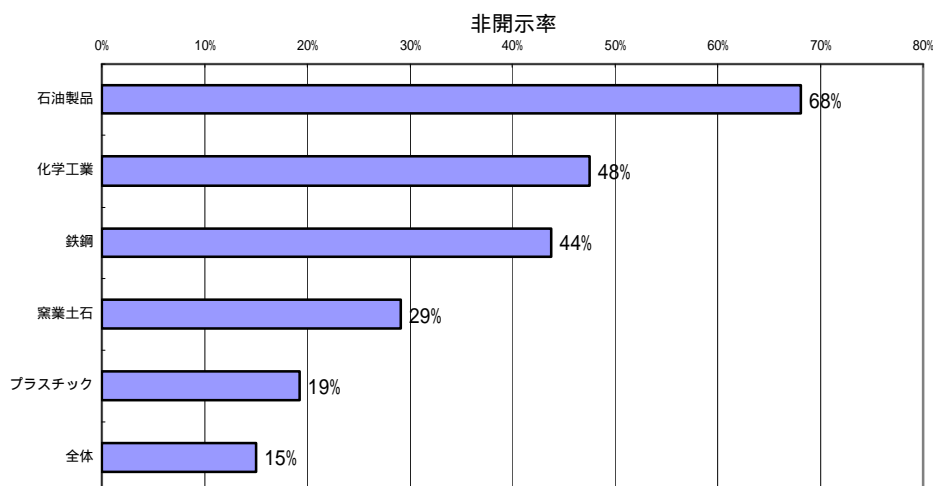


表4 自己申告の「企業秘密」
特定事業者のみ非開示の業種

<p>製造業の例</p> <p>肉製品製造業 N社4事業所のみ非開示</p> <p>乳製品製造業 Me乳業11事業所が非開示。他の大半の事業所は開示</p> <p>清涼飲料製造業 Ka社1事業所のみ非開示。(Ka社は乳製品製造業の事業所も非開示)</p> <p>自動車タイヤ・チューブ製造業 Yゴム4事業所のみ非開示。</p> <p>自動車製造業 N自動車の1事業所のみ非開示</p>	<p>製造業以外の例</p> <p>ガス製造工場 (3事業所)</p> <p>熱供給業 (1事業所)</p> <p>百貨店 総合スーパー (3事業所)</p> <p>旅館・ホテル (3事業所)</p> <p>一般病院 (1事業所)</p> <p>テーマパーク (3事業所)</p>
---	---

大規模事業所からの排出の総排出量に占める割合

- 1 開示事業所からの排出量

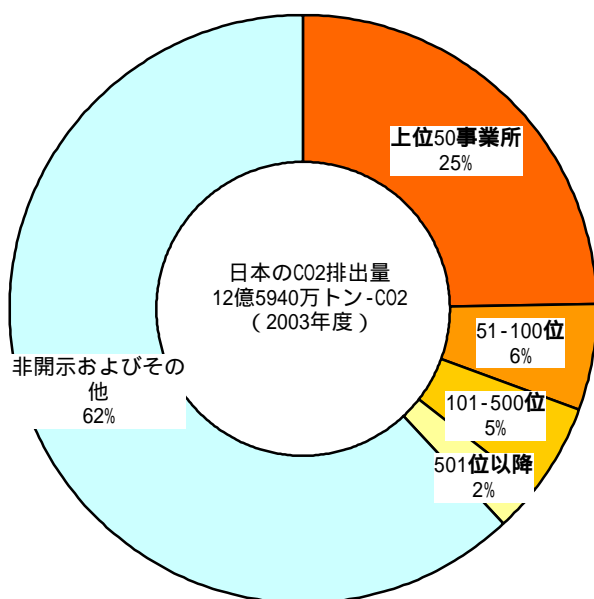
- ・開示事業所からの CO₂ 排出量²は直接排出量（当該工場での化石燃料燃焼のみで、他から供給された電力の分を除く量）で約 4 億 7600 万トン（CO₂換算）で、これは環境省国立環境研究所の統計で示されている日本の 2003 年度の CO₂ 排出量 12 億 5940 万トンの 38%にあたる（2000 年度では 3314 事業所のデータが開示され、わが国の総 CO₂ 排出量の 33%であった。）
- ・排出量の多いのは電力供給業で約 3 億 7000 億トン、開示された CO₂ 排出量全体の 78%を占める。製造業は全体で約 1 億 300 万トン（同 22%）で、その 23%を紙パルプ製造業が占める（約 2400 万トン）。ただし、製造業については非開示分が多いことに留意する必要がある。

- 2 開示事業所の排出規模別の排出割合

- ・開示事業所全体で、わが国の CO₂ 排出量の 38%を占めるが、うち、排出量規模において 1 位から 50 位までが 25%、51 位から 100 位までが 6%、101 位から 500 位までが 5%を占め、残り約 3800 事業所で 2%に過ぎない（図 2）。極少数の事業所からの排出が極めて大きな割合を占めることが、今回も確認された。
- ・業務関係事業所からの排出割合
今回は業務関係の 9 7 9 事業所が対象に加わったが、開示された 9 5 9 事業所（開示率 9 8 %）の総排出量は直接排出量で 300 千 t - CO₂、電力配分後の CO₂ で 1,400 万 t-CO₂ である。この値は電力配分後でもわが国の総排出量に対して約 1.1%にとどまる。
（CO₂ 排出量の計算方法は、参考 1 を参照）

² 集計に使用したデータは、第 1 種エネルギー管理指定工場の「燃料等」「電気」の使用実績（様式第 4・第 5 の第 1 表）
集計年度：2003 年度及び開示決定。

図 2 開示事業所の排出規模別の排出割合



- 3 開示事業所からの排出量と大口事業所

- ・開示請求に応じた指定工場のCO₂排出量の業種別の詳細は添付資料1のとおりである。そのうち、大半は大口の事業所の排出が占めている。表5は上位10位のランキング(すべて発電所)である。
- ・うち、石炭火力発電所は電源開発橘湾火力発電所が新規稼動して6ヶ所に増え(2000年は5ヶ所)、殆どが排出量を増加させた。今後も石炭火発の新規増設によって排出量が増加し、CO₂排出係数が悪化することが予想される。

表 5 開示された 2003 年度大口ランキング (上位 10 位、全て発電所)

	事業所	燃料種	所在地	排出量 (燃料分のみ) 万トン-CO ₂ ()内は 2000 年の排出量	2000 年 度順位
1	中部電力碧南火力	石炭	愛知県碧南市	2209 (1087)	1
2	電源開発橘湾火力	石炭	徳島県阿南市	1302	新規
3	電源開発松浦火力	石炭	長崎県松浦市	1167 (1039)	3
4	相馬共同火力発電新地火力	石炭	福島県相馬郡新地町	1135 (1065)	2
5	東京電力鹿島火力	石油	茨城県鹿島郡神栖町	1103 (591)	1 5
6	中部電力川越火力	LNG	三重県三重郡川越町	1075 (1006)	5
7	北海道電力苫東厚真火力	石炭	北海道勇払郡厚真町	1000 (677)	1 0
8	東北電力原町火力	石炭	福島県原町市	930 (1033)	4
9	東北電力東新潟火力	LNG	新潟県北蒲原郡聖籠町	927 (873)	6
10	東京電力袖ヶ浦火力	LNG	千葉県袖ヶ浦市	890 (856)	7

- ・排出量上位 50 事業所（後掲資料 4）では、第 42 位の丸善石油化学千葉工場を除き、すべて発電所である（2000 年度も 2 事業所のみ）
- ・発電所以外での大口排出事業所の 10 位までをランキングすると表 6 のとおりである。石油化学、石油精製業が占めているが、これらの業種ではより大口事業所が非開示であり、最も大口である高炉による製鉄事業所はすべて非開示である（表 7）ため、実際のランキングからかけ離れているものと推測される。

表 6 開示された発電所以外の大口排出事業所(2003 年度)

	事業所	業種	所在地	CO ₂ 排出量 (電力分含む) 万トン CO ₂	CO ₂ 排出量 (燃料分のみ) 万トン CO ₂
0.	(神鋼神戸発電)		神戸市	333	321
1	丸善石油化学千葉工場	石油化学	千葉県市原市	337	317
2	ジャパンエナジー水島製油所	石油精製業	岡山県倉敷市	262	236
3	出光興産千葉製油所	石油精製業	千葉県市原市	236*	229*
4	出光石油化学千葉工場	石油化学	千葉市	245*	216*
5	出光石油化学徳山工場	石油化学	山口県周南市	222*	211*
6	出光興産愛知製油所	石油精製業	愛知県知多市	247*	208*
7	新日本石油化学	石油化学	川崎市	173	158
8	富士石油袖ヶ浦製油所	石油精製業	千葉県袖ヶ浦市	146	132
9	コスモ石油四日市製油所	石油精製業	三重県四日市市	141*	129*
10	出光興産徳山製油所	石油精製業	山口県周南市	126*	126**

*燃料内訳非開示につき一部推定。 **電力非開示

- 4 開示されなかった事業所からの排出量とその割合

- ・鉄鋼、石油精製、化学、セメント（窯業土石製品製造業に分類される）などエネルギー多消費産業の大口事業所について、今回も開示されなかった。

開示事業所のうち、化学は今回集計した排出量全体の 5%（全国統計ではエネルギー転換および産業部門の 7%）、セメント業を含む窯業土石製品製造業は 2%（全国統計では 5%）、鉄鋼にいたっては 1%（全国統計では 19%）であり、中でも超大口排出事業所からのデータがほぼ 100%開示されていない（表 7 の備考欄参照）。そのため、今回も、開示された情報だけから大規模事業所からの排出状況の全体像を把握することはできなかった。

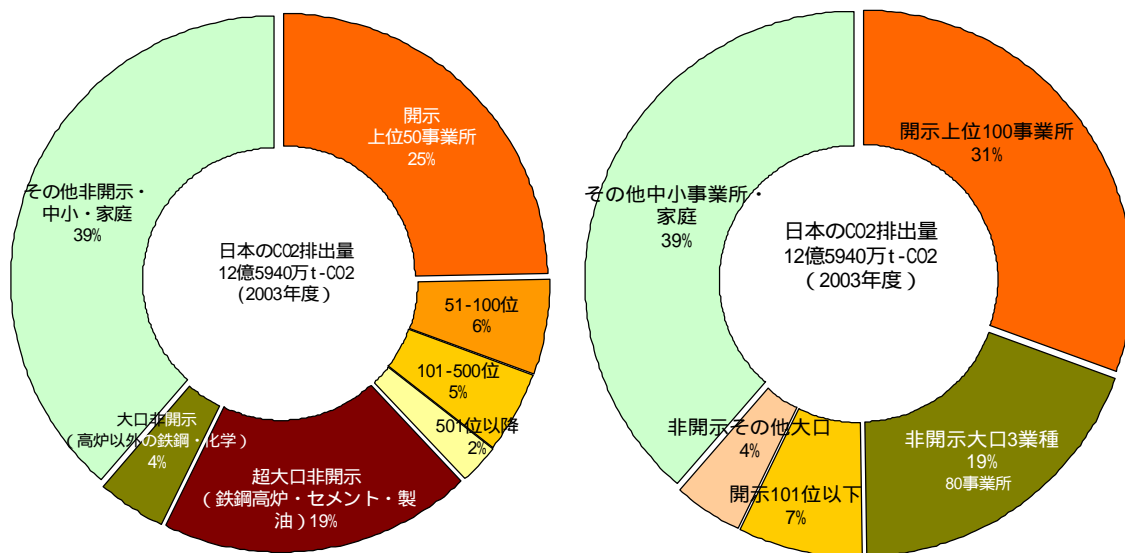
- ・非開示事業所全体ではわが国の CO₂ 総排出量の約 4 分の 1 と推定される。うち、高炉製鉄業、石油精製業、セメント製品製造業の上位約 80 事業所からの CO₂ 排出が約 19% を占めると推計される³。この値は、鉄鋼、セメント、石油精製、化学工業、プラスチック製品の 5 業種だけの分であり、残り

³ 高炉による製鉄業、石油精製業、セメント製品製造業に属する省エネ法対象事業所のうち、非開示のものは約 80 である。この排出量は、環境省国立環境研究所の統計や業界発表データなどから当該業種の直接排出量（工業プロセスを含む）を推計し、そこから、当該業種の開示事業所排出量を差し引いて求めた。

の業種にも一部非開示事業所があるので、これらの非開示事業所からの排出量を加えると、非開示事業所からの排出はさらに1～2%増加するとみられ、総CO₂排出量の約4分の1を占めると推認される。

- ・図3は開示事業所からの排出と非開示事業所からの上記推定される排出割合をあわせて記載したものである。このように、2003年度省エネ法対象事業所（開示分及び非開示分）全体で日本のCO₂排出量の約60%を占め、開示・非開示事業所のうち、各上位の約200程度の事業所だけで日本全体の排出量の50%に及んでいる。これらのことから、大口排出事業所における確実な排出削減のために、削減計画の策定、政府との協定、排出枠を設けた国内排出量取引等の施策が、今後不可欠となることわかる。

**図3 日本のCO₂排出に占める大口排出事業所の割合
及び大口非開示事業所の排出割合**



- 5 業種別燃料・電力の総コストに占める割合

- ・表7は経済産業省調査統計部による工業統計における業種別燃料・電力使用量の総コストに占める割合である。今回、非開示の理由として、「燃料や電力の使用量等の開示によってエネルギーコストが推測され、製品当たりの製造コストが類推可能となり、競争上の不利益や価格交渉上の不利益が生じる」とされているが、製造業平均では2.1%であり、開示したからといって製造原価が推定できるものではない。この割合はエネルギー多消費業種では最大で約3分の1にのぼるが、それでも製造原価が推定できるとは言い難い。
- ・また、売上高に占める燃料・電力コストの割合が2割を超えていても全事業所について開示されている業種もある一方、このコストの割合が1%以下であるにもかかわらず、有機化学の業種では全社非開示である業種もある。割合が比較的少ない鉄鋼や有機化学工業でも大半が非開示となっている。

表7 業種別の燃料・電力コストの割合（2003年度）

業種分類	業種細分類	売上高等に占める燃料・購入電力使用額の割合	備考（2003年度開示状況）
製造業平均		2.1%	
開示の多い業種			
非鉄金属	亜鉛第1次製錬・精製業	23.0%	全社開示
非鉄金属	アルミニウム第1次製錬・精製業	20.5%	全社開示（但し国内1事業所のみ）
窯業土石	粘土かわら製造業	12.4%	大半開示、非開示は1社
紙パルプ	板紙製造業	12.2%	大半開示
無機化学工業	塩製造業	10.7%	大半開示、非開示は1社
窯業土石	ガラス容器製造業	10.7%	大半開示
紙パルプ	洋紙製造業	7.0%	大半開示
非開示の多い業種			
無機化学工業	圧縮ガス・液化ガス製造業	35.8%	3分の2非開示
窯業土石	石灰製造業	20.2%	3分の1非開示
無機化学工業	ソーダ工業	19.6%	大半非開示
窯業土石	セメント製造業	18.4%	大半非開示
有機化学工業	石油化学系基礎製品製造業 （注 エチレンなど）	8.5%	3分の2非開示
有機化学工業	合成繊維製造業	7.0%	3分の2非開示
有機化学工業	無機顔料製造業	6.9%	半分非開示
鉄鋼業	高炉による製鉄業	6.3%	全社非開示
有機化学工業	プラスチック製造業	5.9%	半分非開示
石油製品	石油精製業	2.8%	大半非開示
有機化学工業	石けん・合成洗剤製造業	1.0%	半分非開示
有機化学工業	仕上用・皮膚用化粧品製造業	0.5%	全社非開示

出典 経済産業省調査統計部 工業統計 2003年度数値

省エネ法の定期報告情報の重要性和今後の課題

- 1 少数の大口事業所からの排出情報こそが温暖化対策に重要

- (1) 上記のとおり、事業所の数としては少ないが、排出量が抜きん出て多い超大口事業所がわが国の総CO₂排出量に占める割合は極めて大きいことが改めて確認された。これらの事業所からの排出量及びその推移は、温暖化政策をPDCAサイクルで推進するとの目標達成計画において基盤となるべき情報

である。しかし、今回も開示されなかった事業所については、当該事業所と経済産業省しかその排出量に関する情報を把握していないことになる。

- (2) とりわけ、開示されていない大口事業所からの排出量はわが国の総 CO₂ 排出量の約 4 分の 1 に及ぶとみられ、うち高炉による鉄鋼業、セメント製品製造業、石油精製業の 3 業種の超大口事業所（約 80 事業所）だけでわが国の総排出量の約 19% を占めることから、実効性ある温暖化対策を策定、実施、評価、見直しを行うについて、これらの情報開示は不可欠である。

- 2 省エネ法の燃料別データの開示の重要性

- (1) 第 1 種エネルギー管理指定事業所は省エネ法によって年 1 % の効率改善が義務づけられている⁴が、個別事業所の履行状況はこれまで開示されていない。経済産業省審議会による経団連計画レビューによると、業種別の効率は表 8 のとおりであり、各業界のエネルギー効率は 1997 年以降停滞していることがわかる。また、この値はある年からのエネルギー効率の改善率であって、その水準が世界最高水準に達しているのかどうかはわからない。

各業種内には、省エネ法の求める効率改善を達成している事業所と、未達成の事業所がある。省エネ法の求める効率改善を達成した事業所の中には、既に努力の結果、世界最高水準の効率を達成しているところもあるかもしれない。こうした努力している事業所が報われるよう、またそうでない事業所は一層努力するようになるためには、まず、その実態が明らかにされる必要がある。

産業界は従来、「日本の（平均）効率は世界最高」などと宣伝につとめる一方で、個々の事業所の実態を明らかにすることを拒否してきた。今後はこうした護送船団的手法ではなく、環境対応の如何で競争する時代であり、それにふさわしい情報開示が求められている。このような事業所の取組みの評価には、CO₂ 排出総量だけでなく、燃料種別の内訳の開示が不可欠である。

表 8 大口排出業界のエネルギー効率の推移

	1997 年 排出量 (千 t-CO ₂)	1997? 2003 年実績		1997? 2010 年目標・予測	
		効率 (1997 年=100)		効率 (1997 年=100)	
		省エネ法では 6 年間に 94 まで改善することが必要		省エネ法では 13 年間に 88 まで改善することが必要	
		生産量 (高) あたりエネルギー消費	生産量 (高)あ たり CO ₂ 排出量	生産量 (高) あたりエネルギー消費	生産量 (高)あ たり CO ₂ 排出量
電力	292,000	97	104	未発表	84
鉄鋼	195,020	96	96	92	93
化学	76,748	94	98	90	90
石油*	43,810	104	106	112	114
セメント	27,812	97	99	97	100
製紙	25,783	98	101	95	97

⁴ 「工場又は事業場におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断基準」(現在では平成 15 年 1 月 10 日経済産業省告示第 4 号)で、「エネルギー消費原単位を各工場又は事業所ごとに中長期的にみて年平均 1 % 以上低減させることを目標として、技術的かつ経済的に可能な範囲で、次にかかげる諸目標及び措置の実現に努めるものとする。」とされている。

電機電子	14,407	115	133	未発表	160
建設	8,920	89	93		
自動車	6,950	87	89	台数未発表	台数未発表
自動車部品	6,913	77	87	77	87
住宅	5,370	102	100		
非鉄製錬	4,844	95	99	90	85
染色整理業**	3,111	109	109	87	82
石灰	2,396	92	95	92	95
ゴム	1,920	94	103	77	80
製薬	1,890	87	92		
板ガラス	1,635	85	86	85	86
アルミ圧延	1,632	91	95	88	94
ガラス容器**	1,253	105	107	101	100

(100 以上は悪化を表す)

*補正した生産量・製油量ベースでは達成

**染色整理・ガラス容器は経団連計画不参加

- 3 排出量の報告公表の制度化（地球温暖化対策推進法改正）後も、省エネ法による定期報告情報の開示が重要

- (1) 今年6月、地球温暖化対策推進法が改正され、京都議定書に定めるCO₂など6種類の温室効果ガスを一定規模排出する事業所について、毎年、事業所轄大臣に排出量を報告し、これを環境大臣と経済産業大臣において公表する制度が導入された。主要な事業所について、事業所毎に排出量が共通のルールに基づいて一覧性をもって開示され、社会的に共有することは、広範な人間活動に起因する地球温暖化対策の立案、実行、評価、見直しのために不可欠の情報基盤である。しかし、省エネ法によるエネルギー消費量の定期報告にかかる情報はこれまで公表されてこなかったが、今般ようやく、その第1歩に至ったものである。

推進法に導入された報告・公表制度では、エネルギー起源CO₂については、省エネ法によって義務づけられている「エネルギー管理指定工場等の定期的年間エネルギー消費量の報告」の対象事業所と共通である。

省エネ法は、その対象事業を工場だけでなく業務（2000年）、運輸（2005年）に拡大し、今年の改正で排出規模においても熱と電気を合算して1500k l以上（石油系燃料を仮定するとCO₂換算で約3千t）を対象とする予定であるので、省エネ法と共通の事業所を対象とする本公表制度によって、我が国の主要な事業所（約13,000事業所）からの排出がカバーされる予定である。さらに、地球温暖化対策推進法では、非エネルギー起源CO₂及びその他の5種類のガスについても、省エネ法の裾切りCO₂の値と共通の基準で公表が義務づけられたため、一応の温暖化対策の情報基盤整備がなされたといえる。

- (2) しかしながら、推進法における排出量の報告・公表制度は以下の点で不十分であり、とりわけその運用において事業者の意思が強く反映され、制度の実をあげえないことが懸念される。

第1に、「事業者の権利利益の保護」を理由として事業所ごとガスごとの排出情報が開示されな

いおそれがある。即ち、改正推進法第 21 条の 3 で、「特定排出事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益」の保護として、環境大臣への通知においては「合計した量」をもって行うことを事業所轄大臣に請求することができるとの条項を盛り込んでいる。

P R T R 法でも化学物資の名称ではなく「物質分類名」に変えて公表することを認めているが、その場合を、「秘密として管理されている生産方法その他の事業活動に有用な技術上の情報であって公然と知られていないもの」と規定している。推進法における法文の表現は情報公開法に定める法人等のいわゆる「企業秘密」を理由とする非開示理由と共通であり、いずれも概念としては共通であると考えられる。

経済産業省は今回、情報を開示しない理由として、燃料別使用量等の情報の開示によって「製品当たりのエネルギーコストが推測され、製品当たりの製造コストが類推可能となり、競合他社との競争上の不利益や、販売先事業者との価格交渉上の不利益が生じる」ことを掲げているが、これらの情報開示によって製造コストが類推可能になるものでもなく、公正な競争を阻害し、事業者に不合理な不利益を与えるものでもない。むしろ、公正な競争を促進することになるものである。

しかも、地球温暖化対策推進法第 21 条の 4 第 4 項及び第 21 条の 5 第 3 項においては⁵、一般への開示のために事業所轄大臣から環境大臣への報告情報を通知するについて、特定排出事業者の権利利益の保護に支障のないことを繰り返し記載している。このような条項は情報公開法及び P R T R 法には存在しないものである。これまでの国会審議では特に代替フロン類についてその必要性が強調されてきたが、今回の情報公開請求においても排出量の約 4 分の 1 を占める 15% の事業所について開示されなかったが、かかる条項が盛り込まれた背景には非開示事業者等からの強い働きかけがあったものと思われる。

情報公開法では非開示決定における企業秘密等の非開示事由の立証責任は処分庁側にあるが、本条項はこれを逆転させようとするものであり、今回非開示とされた事業者等が推進法の改正後においても非開示を希望すれば、事業所轄大臣である経済産業大臣においてその意思を受けた運用がなされるおそれがある。推進法第 21 条の 5 はこの運用を正当化しかねないものである。

第 2 に、温暖化対策の立案、実行、評価、見直しには CO₂ の排出量情報だけでなく、エネルギー種別毎の情報が必要である。推進法における報告・公表制度によって開示されるのは CO₂ 量のみである。

しかしながら、排出情報の公表においては、CO₂ 排出総量だけでなく燃料種別の内訳が必要である。発電所を例にとると、表 5 によると、事業所 CO₂ 排出ワースト 10 は全て発電所であり、中部電力碧南火発の CO₂ 排出量は 2200 万トン、他に 6 つの火力発電所が 1000 万トンから 1300 万トンの CO₂ を排出している。

主な燃料が LNG である中部電力川越火力の発電量は約 27 億 kWh、これに対し石炭を燃料とする碧南火発は、排出量こそ川越火発の 2 倍以上もあるが、発電量は 29 億 kWh と 1 割も変わらない。発電量あたりの CO₂ には約 2 倍の開きがあり、碧南火発は LNG への燃料転換により同じ発電を保証しながら 1000 万トンの削減可能性を有することになる。

今後、発電所に限らず、各事業所で効率改善と燃料転換が期待される。この際、既にガスに転換

⁵ 地球温暖化対策推進法第 21 条の 5 第 3 項では、「環境大臣及び経済産業大臣は、環境省令・経済産業省令で定めるところにより、遅滞なく、前条第 4 項の規定により通知された事項を集計するものとする。この場合において、環境大臣及び経済産業大臣は、当該集計の用に供するため、関係事業所轄大臣に対し、第 21 条の 3 第 3 項の決定にかかる特定排出事業者の権利利益の保護に支障がないことを確認した上で、前条第 3 項の規定により集計した結果に係る温室効果ガス算定排出量を主務省令で定めるところにより合計した量を通知するよう求めることができる。」とも書かれている。

しているのか、依然として CO₂ 排出の多い石炭を使い続けているのかは、今後の削減可能性の指標になる。CO₂ 排出量だけでなく、その内訳が必要なゆえんである。

当然ながら、代替フロン類においても、物質毎の排出量情報が必要である。

- (3) このように、**省エネ法の定期報告情報が情報公開法に基づき開示されることは重要不可欠である**ことから、燃料別使用量及び電気の使用量等についての非開示決定につき審査請求を行ってきた。しかしながら、今日に至っても開示されないため、本日、代表的事業所についての非開示決定の取消を求める訴訟を名古屋地方裁判所および大阪地方裁判所に提起した。今後、東京地裁への提訴を予定している。**不開示事業所は 754 事業所にも及ぶため、代表的事業所について訴訟を提起すること**としたものである。

資料1 開示された事業所からの CO₂ 排出量(2003 年度)

	事業所数	排出量 電力含む 千 t-CO ₂	排出量 燃料のみ 千 t-CO ₂	開示事業所 の割合
全産業	5037	561,400	478,200	85%
製造業	3742	174,800	103,000	81%
非製造業	1295	386,600	375,200	97%
鉱業	23	500	300	83%
電気・ガス・熱供給	289	372,100	371,700	96%
業務その他	979	14,000	3,200	98%
農林水産業	4	6	0	25%

資料2 開示されたエネルギー転換関係での CO₂ 排出量の詳細(2003 年度)

業種	事業所数	排出量 電力含む 千 t-CO ₂	排出量 燃料のみ 千 t-CO ₂	備考
電気業	183	369,700	369,700	開示全体の 78%
ガス業	28	500	300	
熱供給業	78	1,900	1,700	
エネルギー転換	289	372,100	371,700	

資料3 開示された製造業関係の CO₂ 排出量詳細(2003 年度)

業種	事業所数	排出量 電力含む 千 t-CO ₂	排出量 燃料のみ 千 t-CO ₂	備考
食料品製造業	287	6,700	4,700	
飲料・たばこ・飼料製造業	116	2,900	1,900	
繊維工業	127	2,200	1,700	
衣服・その他の繊維製品製造業	2	20	0	
木材・木製品製造業	21	300	200	
家具・装備品製造業	1	30	10	
パルプ・紙・紙加工品製造業	201	36,800	23,900	
印刷・同関連業	49	1,100	400	
化学工業	589	36,200	25,900	非開示多数
石油製品・石炭製品製造業	47	16,100	14,000	非開示多数
プラスチック製品製造業	213	3,300	1,000	非開示多数
ゴム製品製造業	60	2,200	1,100	
なめし革・同製品・毛皮製造業	1	10	10	
窯業・土石製品製造業	309	11,500	8,500	非開示多数

鉄鋼業	261	9,100	3,500	非開示多数
非鉄金属製造業	187	9,200	4,500	
金属製品製造業	114	2,500	900	
一般機械器具製造業	155	2,800	800	
電気機械器具製造業	163	3,800	1000	
情報通信機械器具製造業	56	1,200	200	
電子部品・デバイス製造業	352	11,800	2,800	
輸送用機械器具製造業	374	14,300	5,900	
精密機械器具製造業	40	600	200	
その他の製造業	17	300	90	
製造業計	3742	174,800	103,000	非開示多数

資料4 2000年度および2003年度排出量上位50位の事業所一覧（直接排出量）

	事業所	業種	所在地	2003年度 万t-CO ₂	2000年度 万t-CO ₂
1	中部電力碧南火力	発電所（石炭）	愛知県碧南市	2209	1087
2	電源開発橘湾火力	発電所（石炭）	徳島県阿南市	1302	
3	電源開発松浦火力	発電所（石炭）	長崎県松浦市	1167	1038
4	相馬共同火力新地発電所	発電所（石炭）	福島県相馬郡新地町	1135	1065
5	東京電力鹿島火力	発電所（石油）	茨城県鹿島郡神栖町	1103	592
6	中部電力川越火力	発電所（LNG）	三重県三重郡川越町	1075	1006
7	北海道電力苫東厚真火力	発電所（石炭）	北海道勇払郡厚真町	1000	677
8	東北電力原町火力	発電所（石炭）	福島県原町市	930	1033
9	東北電力東新潟火力	発電所（LNG）	新潟県北蒲原郡聖籠町	927	873
10	東京電力袖ヶ浦火力	発電所（LNG）	千葉県袖ヶ浦市	890	873
11	東京電力姉崎火力	発電所（LNG）	千葉縣市原市	861	675
12	東京電力富津火力	発電所（LNG）	千葉県富津市	845	482
13	東京電力横浜火力	発電所（LNG）	横浜市	827	799
14	常磐共同火力勿来発電所	発電所（石炭等）	福島県いわき市	743	573
15	東京電力広野火力	発電所（石炭等）	福島県双葉郡広野町	734	485
16	東京電力千葉火力	発電所（LNG）	千葉市	721	601
17	中部電力知多火力	発電所（LNG）	愛知県知多市	680	706
18	東北電力能代火力	発電所（石炭）	秋田県能代市	665	643
19	北陸電力敦賀火力	発電所（石炭）	福井県敦賀市	639	381
20	中国電力新小野田火力	発電所（石炭）	山口県小野田市	622	537
21	電源開発竹原火力	発電所（石炭）	広島県竹原市	609	629
22	中国電力三隅発電所	発電所（石炭）	島根県那賀郡三隅町	606	516
23	北陸電力七尾大田火力	発電所（石炭）	石川県七尾市	605	579

24	東京電力横須賀火力	発電所(石油)	神奈川県横須賀市	572	248
25	君津共同火力	発電所(石炭等)	千葉県君津市	495	449
26	九州電力苓北火力	発電所(石炭)	熊本県天草郡苓北町	492	371
27	電源開発松島火力	発電所(石炭)	長崎県西彼杵郡大瀬戸町	490	512
28	東京電力五井火力	発電所(LNG)	千葉縣市原市	489	373
29	福山共同火力	発電所(石炭等)	広島県福山市	473	489
30	鹿島共同火力	発電所	茨城県鹿嶋市	468	325
31	東京電力常陸那珂火力	発電所(石炭)	茨城県那珂郡東海村	451	
32	東京電力東扇島火力	発電所(LNG)	川崎市	413	491
33	四国電力橘湾火力	発電所(石炭)	徳島県阿南市	397	
34	酒田共同火力	発電所(石炭)	山形県酒田市	387	346
35	電源開発磯子火力	発電所(石炭)	横浜市	367	169
36	九州電力新大分火力	発電所(LNG)	大分市	356	410
37	鹿島北共同発電	発電所(鉄鋼ガス など)	茨城県鹿島郡神栖町	339*	287
38	中部電力新名古屋火力	発電所(LNG)	名古屋市	334	353
39	中国電力柳井火力	発電所(LNG)	山口県柳井市	334	348
40	九州電力松浦火力	発電所(石炭)	長崎県松浦市	326	313
41	神鋼神戸発電	発電所(石炭)	神戸市	321	
42	丸善石油化学千葉工場	石油化学	千葉縣市原市	317	429
43	電源開発高砂火力	発電所(石炭)	兵庫県高砂市	315	144
44	戸畑共同火力	発電所(石炭等)	北九州市	295	235
45	中部電力知多第二火力	発電所(LNG)	愛知県知多市	293	353
46	水島共同火力	発電所(石炭等)	岡山県倉敷市	283	106
47	東京電力大井火力	発電所(石油)	東京都品川区	275	221
48	東京電力品川火力	発電所(ガス)	東京都品川区	265	
49	東北電力秋田火力	発電所(石油)	秋田市	265	193
50	関西電力南港火力	発電所(LNG)	大阪市	255	376

(参考1) CO₂排出量の計算方法について

各事業所の報告は、燃料消費量が多い場合は国際単位 MJ で、一部の報告は質量や体積（トン、キロリットルなど）で示されている。電力は kWh 単位で示されている。

燃料消費量が MJ 単位で示されている場合には、燃料種ごとの CO₂ 排出係数をかけて CO₂ に換算する。燃料消費量が質量や体積で表されている場合には、まず質量あるいは体積あたりの熱量をかけて MJ に換算し、それから燃料種ごとの CO₂ 排出係数をかけて CO₂ に換算する。質量あるいは体積あたりの熱量（MJ 単位）は経済産業省資源エネルギー庁が「発熱量表」として発表している。また、熱量あたりの CO₂ 排出量は、燃料毎に環境省温室効果ガス排出量算定方法検討会で発表している。電力量あたり CO₂ 排出量は日本経団連環境自主行動計画フォローアップ資料に電気事業連合会が報告している値を用いた。

計算では、これらを用い、

（CO₂ 排出量）

$$= \{ (\text{燃料消費量}) \times (\text{燃料の質量 or 体積あたり発熱量}) \times (\text{燃料の熱量あたり CO}_2 \text{ 排出量}) \} \\ + (\text{電力消費量}) \times (\text{電力消費量あたり CO}_2 \text{ 排出量})$$

で求めている。